

ののいち緑のまちなみ補助金

R7.8.1施行

制度の概要

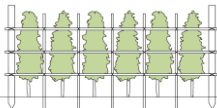
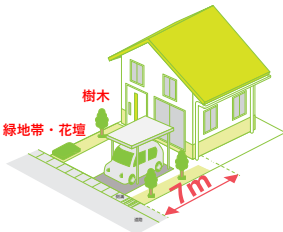
市内の緑化推進と、防災対策に寄与する生け垣等の設置や前庭緑化を促進するため、住宅敷地で生け垣等の設置や前庭緑化を行う方に対して補助金を交付するものです。

補助対象者

次のいずれかに該当し、**道路に面する位置に、新たに生け垣等（生け垣、植樹帯または花壇）の設置または前庭緑化**を行う者

- ・一戸建て住宅の用に供する土地を所有している個人
- ・一戸建て住宅に居住している個人（個人が所有する住宅敷地に限る。）

補助金の概要

緑化の種類			設置基準の概要	補助額
生け垣等の設置	生け垣 	設置のみ	・ 樹木の高さ 90 cm 以上 ・ 1 m あたり 2 本以上 ・ 道路に面して列状に 2 m 以上	8,000円／m 限度額 80,000円
		※1 ブロック塀等を 除却して設置		(ブロック塀等の除却を含む場合) 12,000円／m 限度額 120,000円
	植樹帯 	設置のみ	・ 樹木の高さ 90 cm 未満 ・ 1 m あたり 2 本以上 ・ 道路に面して帯状に 2 m 以上	2,000円／m 限度額 20,000円 (ブロック塀等の除却を含む場合)
		※1 ブロック塀等を 除却して設置		
	花壇 	設置のみ	・ 花壇はレンガ等で縁取る ・ 地植え部分の幅 40 cm 以上 ・ 道路に面して長さ 2 m 以上	6,000円／m 限度額 60,000円
		※1 ブロック塀等を 除却して設置		
前庭緑化 		前庭緑化のみ	・ 道路境界から 7 m の範囲内において、敷地面積の 3 % 以上の緑地整備	整備に要した費用 限度額 20,000円 +
		※1 ブロック塀等の 除却を伴う場合		

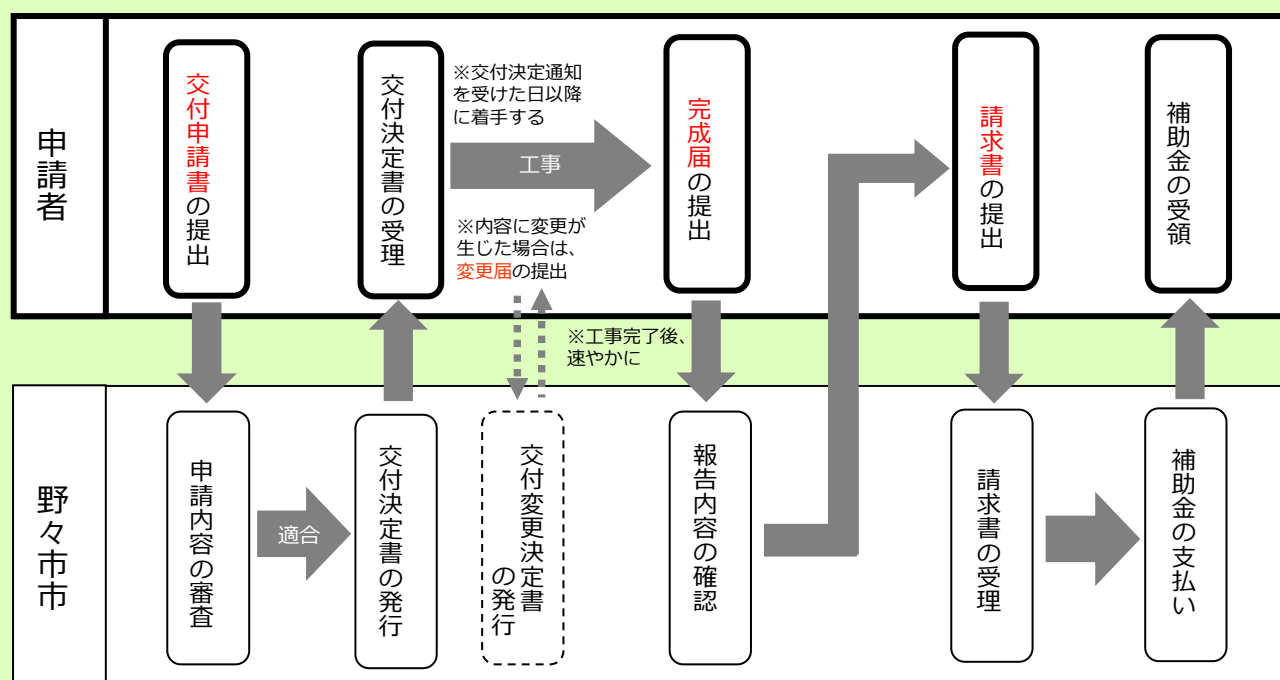
※1 ブロック塀等・・・コンクリートブロック、石材等を用いて道路に面する位置に築造したものであって、高さが 1 m 以上あるもの

- ・ 1 の土地に複数の設置申請がある場合は、それぞれの限度額の範囲内で計算し、最高交付限度額は 12 万円とする。ただし、生け垣等と前庭緑化の併用申請は不可とする。

条件・注意事項

- 生け垣等の設置または前庭緑化工事に着手する前に、交付決定の通知を受けてください。
- 事業内容の確認のため、職員が現地検測し、写真撮影等を行う場合があります。
- 生け垣等と道路との間にフェンス等を設置する場合は、透視率が概ね80%以上で、高さが道路面より90cm以下としてください。
- 前庭緑化箇所と道路との間にフェンス等を設置する場合は、ののいち環境きくばり住宅適合証交付要綱の別表中2の「緑化基準」に定めるとおりとしてください。
- 野々市市建築・開発指導要綱に規定する「狭あい道路」に面する場合は、その後退線を越えて生け垣等の設置または前庭緑化を行わないこと。
- 「建築基準法第42条第2項に規定する道路」に面する場合は、道路の境界線とみなす位置を越えて生け垣等の設置または前庭緑化を行わないこと。
- 補助金の交付は、1の土地につき1回を限度としています。
- ののいち環境きくばり住宅取得助成金制度との併用申請は不可とする。

主な手続きの流れ



手続きに必要な書類

★印の書類は、本市が所定の様式を定めており、申請窓口で配布しています。
また、野々市市ホームページからもダウンロードできます。

1 補助金の交付申請

- 交付申請書（別記様式第1号）★
- 事業計画書（別記様式第2号）★
 - 工事請負契約書又は見積書の写し
 - 土地案内図（付近見取り図）
 - 工事内容を示す図面や書類
 - 現況写真（全景が分かる写真）
- 土地の所有や居住状況が分かる書類
- 土地所有者の同意書（居住者が申請する場合）★
- その他必要と認める書類

2 完了報告、補助金の請求

- 完成届（別記様式8号）★
- 施工後の完成写真（正面〔全景が分かる写真〕、側面）
- 請求書★



（お問い合わせ先）
野々市市建築住宅課開発住宅係
TEL:076-227-6087
FAX:076-227-6253